

第3章 就学前教育

1 幼稚園における教育

目的・目標

幼稚園教育の目的・目標については、学校教育法第22・23条に、次のように規定されている。

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育

目的・目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については、発達や学びの連続性及び生活の連続性の観点から、小学校就学の始期に達するまでの時期を通じて、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意するものとする。

3 保育所における保育

目的・目標

保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場で行わなければならない。このため、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。したがって、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

- 1 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- 2 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- 3 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育るとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- 4 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- 5 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- 6 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

4 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために

幼稚園等で行われている幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであり、幼児期の発達の特性に照らして幼児の自発的な活動としての「遊び」を重要な学習として位置付け、教育課程を編成し、教員や保育士が意図的・計画的な指導を「環境を通して」行っている。幼児期の教育では、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培い、また、小学校以降における教科の内容等について実感を伴って深く理解できることにつながる「学習の芽生え」を育てている。

このように、遊びを中心とした幼児期の教育と教科等の学習を中心とする小学校教育では教育内容や指導方法が異なっているものの、幼児期の教育で身に付けてきたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子どもたちの資質・能力を育むことが重要であり、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続されていることが望ましい。幼稚園等と小学校がそれぞれの果たすべき役割を果たすとともに、互いに幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を進めていくことが求められている。

令和5年2月に右記掲載の奈良県幼保小接続ガイドラインを作成しました。

<https://www.pref.nara.jp/secure/290078/20230>



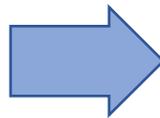
奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」



平成30年度に作成した「はばたくなら～奈良県版就学前教育プログラム～」は、就学前教育に関わる人々が、子どもたちの健やかな育ちのため、日々の教育・保育の参考にできるようにまとめられている。



こんなときに
活用!!



- 日々の教育・保育の参考に
- 子ども理解を深めるために
- 遊びの中での子どもとの関わり方の工夫に
- 研修の際の教材として
- 家庭や小学校等との連携の際の参考に



● 奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」実践事例集

<http://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/15,0,71,171.html>



参考文献

- (1) 文部科学省（平成29年）「幼稚園教育要領」
- (2) 厚生労働省（平成29年）「保健所保育指針」
- (3) 内閣府・文部科学省・厚生労働省（平成29年）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」